

2013年7月5日

国際会計基準審議会御中

公開草案「金融商品：予想信用損失」に対するコメント

我々は、公開草案「金融商品：予想信用損失」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下のコメントは、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会によるものである。

全般的なコメント

1. 我々は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）（以下「両審議会」という。）が、グローバルな金融危機において、貸出金に係る信用損失が適時に認識されていなかった等の批判を踏まえ、金融商品の信用損失に関する会計基準について見直しを行おうとする取組みを支持している。また、現時点で両審議会から異なった減損モデルが提案されているが、我々は、両審議会が共通の減損モデルを開発することが極めて重要であると引き続き考えている。
2. 信用損失について改善された減損モデルを開発するにあたって考慮すべき要因には、財務情報の監査のあり方や金融監督規制との関係を含め、様々なものがある。しかし、我々は、合理的に見積りが可能で必要な信用損失を適時に認識することを確保しつつ、包括利益計算書において、利息収益（信用リスクの負担に関する対価を含む。）と信用コストの対応関係が適切に描写されることが、とりわけ重要と考えている。包括利益計算書において両者の関係が適切に描写されることは、財務諸表利用者にとって、企業が行う与信業務の収益性をより効果的に評価することに資するため、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの予測を行う上で極めて重要と考えている。こうした観点によると、本公開草案において提案されている減損モデルは、更なる改善の余地はあるものの、こうした点を達成することに概ね寄与するものと考えられる。
3. しかし、我々は、財務諸表作成者から、本アプローチを適用することは実務的に非常に困難であるという懸念を聞いている。これは、本アプローチでは、金融資産の信用リスクが当初認識時点から著しく増大した場合、予想信用損失の測定目的が変更される（当該方法は「相対的アプローチ」と呼ばれる。）ことによるものである。我々は、相対的アプローチによると、当初認識時点から各報告日までの間で、信用リスクの追跡を行うこと（これは、企業が信用リスク管理実務において通常行っていない。）が必要になると理解している。
4. これまでの両審議会の検討を踏まえると、減損モデルを開発するにあたっては、当該モデ

ルが財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することになるかという点だけでなく、費用対効果のバランスを適切に図りつつ、経済的実態を忠実に表現することが可能かどうかについても注意を払う必要がある旨が示唆されている。また、IASB から提案されているモデルによると、返済原資は同じであるにも関わらず、同じ借手に要求される引当水準が金融商品の組成時期によって異なるため、合理的な結果と見えない可能性があるという指摘がされている。このような観点から、我々は、更なる改善が必要と考えている。

5. 信用損失に関する減損モデルのあり方は、信用リスク負担の対価の稼得を目的として大量の与信業務を行う金融機関（特に、銀行）への影響が特に大きく、こうした金融機関においては、信用リスク管理において予想信用損失の認識及び測定に利用しうる情報を多く保持している。このため、減損モデルを検討するにあたってこうした情報を利用できるか、また利用できる場合においてその方法について考慮することは、過大な費用や労力をかけることなく、財務諸表作成者がより忠実な表現を達成することを可能にするために有用と考えられる。なお、金融機関と非金融機関とで信用リスク管理の精度は大きく異なり得るものの、債務者からの契約キャッシュ・フローの回収を極大化しようとする信用リスク管理の目的自体は整合的と考えられる。このため、適切な減損モデルを検討していく上で、金融機関の信用リスク管理との整合性をまず検討するアプローチは、非金融機関にとって適切な減損モデルを検討する上でも有用と考えられる。
6. 上記の点を踏まえ、我々は、代替的なモデルを構築できないかについて検討してきた。すなわち、我々は、①財務諸表利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローを予測する上で目的適的な情報を提供するために必要と考えられる要素（本コメントレター第2項参照）を満たすとともに、②費用対効果のバランスに配慮しつつ、財務諸表作成者が忠実な表現を行うことが可能で、かつ、③両審議会にとって受入可能といった要件を満たす代替的なモデルを模索してきた。我々は、これまでに行った検討に基づき、両審議会に対して、以下のような代替的な減損モデル（以下「ASBJの代替的アプローチ」という。）を提案する。詳細については、本コメントレター第22項から第51項をご参照いただきたい。
 - (1) 金融資産を、報告日時点における債務者の信用状況をベースとして、2つのカテゴリーに区分する。
 - (2) キャッシュ・フローの回収が当初想定した通りに行われており、今後も行われることが見込まれる金融資産をカテゴリー1、それ以外の金融資産をカテゴリー2に区分する。カテゴリー2に区分される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収が当初想定通りに行われないものであり、通常、キャッシュ・フロー最大化のために担保資産の保全や契約条件の重要な改訂等を通じたより個別的なモニタリングや管理を行うことが期待されるものである。

- (3) カテゴリー1における金融資産については、金融資産のポートフォリオをベースとして、今後1年間に予想される信用損失を認識する。
- (4) カテゴリー2における金融資産については、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。予想信用損失は、金融資産の残存期間における回収可能額の現在価値と帳簿価額との差額によって算定される。
7. ASBJの代替的なアプローチは、各報告日時点における情報をベースに金融資産を異なるカテゴリーに区分することを要求する「絶対的アプローチ」によるものである。しかし、我々の提案は、IASBの審議において示された絶対的アプローチに対する懸念にも応えるものになっていると考えている（本コメントレター第48項から第50項を参照。）本公開草案における個別の質問に対する我々の回答は、以下のとおりである。

予想信用損失減損モデルの目的

質問1

(a) 損失評価引当金（又は引当金）を当初は予想信用損失の一部分と同額で認識し、信用度の著しい悪化の後にのみ全期間の予想信用損失を認識するというアプローチが、下記のことを反映するものとなることに同意するか。

- (i) 金融商品の価格付けと当初認識時の信用度との間の経済的関連性
- (ii) 当初認識後における信用度の変化の影響

同意しない場合、反対理由は何か、また、提案モデルをどのように改訂すべきだと考えるか。

(b) 損失評価引当金又は引当金を当初認識時から全期間の予想信用損失（当初の実効金利を用いて割引後）で認識することは、金融商品の背景にある経済的実質を忠実に表現しないことに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。

本公開草案の主要な提案

質問2

(a) 損失評価引当金（又は引当金）を、12か月の予想信用損失と同額で、また、信用度の著しい悪化の後には全期間の予想信用損失と同額で認識することが、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成することに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。どのような代替案が望ましいと考えるか、また、その理由は何か。

(b) 本公開草案で提案している予想信用損失の会計処理に関するアプローチの方が、2009年ED及びSD（予見可能な将来のフローを除いたもの）よりも、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成することに同意するか。

(c) 損失評価引当金を当初認識時から全期間の予想信用損失（当初の実効金利を用いて割引）と同額で認識する方が、本公開草案よりも、背景にある経済的実質の忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスを達成すると考えるか。

【IASB 及び FASB が提案する減損モデルに対する一般的な見解】

8. 本公開草案では、当初は 12 ヶ月分の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識し、信用度の著しい悪化の後に全期間の予想信用損失と同額で認識するアプローチが提案されている。これは、FASB が提案している回収が予想されない全ての契約キャッシュ・フローを予想信用損失として認識するアプローチと異なる。
9. 改善された減損モデルを開発するにあたっては、多くの要因を考慮する必要があり、容易ではない。あるべき減損モデルに関する見解は、どの要因を優先すべきかについての見解によって大きく異なる。例えば、企業の与信業務の収益性に関心を示す者もいるかもしれないし、企業の支払能力に関心を寄せる者もいるかもしれない。このため、改善された減損モデルを開発するにあたって、どのような点を達成するかについて明確に理解することが重要と考えている。
10. この点を考えるにあたって、我々は、提案されている基準は、償却原価又は FV-OCI で測定される金融資産に適用されるため、企業が契約キャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有する事業モデルを念頭に置くものである旨に留意した。
11. 我々は、また、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「IASB の概念フレームワーク」という。）において、財務諸表利用者にとって、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの予測に資する情報が必要とされている¹ことにも留意した。これに従って考えると、償却原価又は FV-OCI で測定される金融資産に関して改善された減損モデルを開発するにあたっては、次の要素に重きを置くことが適切と考えている。
 - (1) 包括利益計算書において—合理的に見積りが可能で必要な予想信用損失を適時に認識することを確保しつつ、利息収益（信用リスクの負担に関する対価を含む。）と信用コストとの間で、適度な対応関係が図られること。我々は、両者の適度な対応関係の確保を通じて、企業の業績に関して意思決定有用性が高い情報が提供されると考えている²。
 - (2) 財政状態計算書において—信用コストへの引当金について所要額が認識されていること（すなわち、引当金が過大又は過少に計上されないこと。このため、引当金の「十分性」はそれ自体が決定要因となるべきでないこと）。ただし、信用コストの見積りは不確実性が高く、全ての点で正確であることはあり得ないため³、我々は、忠実な表現を達成する上でも、ある程度の幅はあり得るものと考えている。
12. こうした点を踏まえると、FASB から提案されているアプローチは、理解可能性、信用リスク管理実務との整合性（信用リスクについて追跡を要求しない点で）、企業の返済能力

¹ 財務報告の概念フレームワーク第 1 章「一般目的財務報告の目的」OB3 項を参照。

² 財務報告の概念フレームワーク第 1 章「一般目的財務報告の目的」OB16 項を参照。

³ 財務報告の概念フレームワーク第 3 章「有用な財務情報の質的特性」QC15 項を参照。

の評価に関する目的適合性に関する長所はあるものの、すべての資産について残存期間にわたる予想信用損失の認識を要求している点で、経済的事態を適切に反映していないと考えている。

13. 他方、IASB が本公開草案で提案しているアプローチについては、2009 年に公表された公開草案におけるアプローチほど理論的ではないものの、十分に運用可能であるならば、企業の与信業務の収益性に関心を示す財務諸表利用者にとって目的適合的な情報を提供し得るものと考えている。
14. 我々は、IASB が提案するアプローチについて、予想信用損失の測定目的を 12 ヶ月分の予想信用損失と全期間の予想信用損失とに区分する点が長所であると考えている。我々は、当初 12 ヶ月分の予想信用損失を測定目的とすることは、金利収益と信用コストの対応関係を図ることに資するものと考えている。また、信用度合が悪化した金融資産については、全期間の予想信用損失と同額の貸倒引当金を認識することが必要であろう。ASBJ スタッフが財務諸表利用者へのアウトリーチを行った際、株式のアナリストから ASBJ スタッフの分析を裏付けるような見解が示された。
15. しかし、我々は、財務諸表作成者から、IASB が提案するアプローチを適用することは実務的に非常に困難であるという懸念を聞いている。これは、本アプローチでは、当初認識時点から金融資産の信用リスクが著しく増大した場合、予想信用損失の測定目的が変更される（当該方法は、通常「相対的アプローチ」と呼ばれる。）ことによるものである。我々は、相対的アプローチによると、当初認識時点から各報告日までの間で、信用リスクの追跡が必要になると理解している。

【望ましい減損モデルに関する見解】

16. 本コメントレター第 11 項に記載した点を踏まえると、我々は、IASB が 2009 年に公表した公開草案における減損モデルは、信用損失の認識パターンが単純化されており、現実と異なり得る等の更なる改善の余地はあるものの、より理論的と考えている。こうしたモデルでは、信用リスクが反映された実効金利をベースとして利息収益を認識するとされている。
17. しかし、これまでに寄せられた国内外の関係者からのフィードバックを踏まえると、上記のような減損モデルは、個別の金融資産単位での適用は可能であるものの、オープン・ポートフォリオを前提とする場合には適用が極めて困難な旨が示唆されていた。言い換えると、こうした減損モデルは、それ自体としては目的適合的であるかもしれないが、大量の金融資産を保有する金融機関において、信用リスク管理で用いられている情報を利用することができないと考えられる。このため、少なくとも、現行のリスク管理実務やシステムのあり方を前提とすれば、経済的事態について忠実な表現を行うことが困難であり、必ずしも精度が高くないかもしれない別の代替的なデータに依拠せざるを得ず、結果として、

財務諸表利用者にとって目的適合性を欠く情報を提供することになってしまう可能性がある。これは、次のような理由によるものと考えられる。

- (1) **金融機関が保有する負債性金融商品のボリュームとの関係**—金融機関においては、大量の負債性金融商品を保有しており、通常、これらは個別でなく、ポートフォリオベースで管理している。ポートフォリオの管理にあたっては、個別の商品を売買し、入れ替えを行っていくことで、総体としてのポートフォリオのリスクを望ましいレベルに近づけている。このため、信用リスク管理においては、大口の投資を除けば、個別の商品よりも、ポートフォリオのリスクの態様についてより注視しているといえる。
 - (2) **金融機関における与信管理実務との関係**—金融機関の実務においては、与信実行後、信用リスクの悪化を理由に、金利水準を上げる実務は一般的に行われていない。このため、与信実行後においては、信用スプレッドの極大化でなく、むしろ、信用コストを極小化するような管理が行われている。このため、信用リスクレベルの相対的な推移よりも、各時点における信用リスクの絶対値に着目した管理が一般的に行われており、金融機関における現在のシステムを前提とすると、信用リスクの推移について入手できる情報が乏しい。
18. 我々は、主に上記の理由から、IASB は、両審議会が 2011 年に公表した補足文書（以下「補足文書」という。）で提案したアプローチを含め、異なるアプローチを検討してきたと理解している。しかし、IASB が本公開草案で提案しているアプローチは、幾つかの実務的な困難（例えば、予想キャッシュ・フローの見積りについて）を緩和しているものの、財務諸表作成者が過度な費用や労力を掛けることなく、忠実な表現を達成することを可能にするようにはなっていないと考えている。実際、財務諸表作成者から、本公開草案において提案されているアプローチは、金融商品の当初認識から各報告日の間で信用リスクの追跡を行うことを要求することになるため、これを実務に適用することは極めて困難であるという懸念を聞いている。
19. また、IASB が提案するアプローチによると、当初認識時点からの信用リスクの増大の程度によって、企業は同じ債務者に対する金融資産を異なるステージに区分することになり、信用損失を認識する金額の程度が異なり得る。金融資産の当初認識時点によって価格付け（利率）は異なり得るものの、我々は、同一の債務者からの返済原資は同じであるため、これは合理的ではないと考えている。
20. これまでの両審議会による議論を踏まえると、減損モデルの検討にあたっては、利用者への目的適合的な情報の提供という観点とともに、忠実な表現を可能にしつつ、費用対効果にも一定の配慮をすることが必要であることが明らかになっている。このような観点から、我々は、IASB が提案する減損モデルについて、更なる改善が必要と考えている。

21. こうした点を踏まえ、我々は、本コメントレター第 11 項における要因を満たし得るよう代替的な減損モデルについて検討してきた。以下では、我々が、目的適合的と考えるモデルを出発点として、忠実な表現や費用対効果の要請も満たすような減損モデルについて説明させていただく。

【代替的アプローチについて】

ASBJ の代替的アプローチ

22. これまでに記載した理由から、我々は、①財務諸表利用者が企業への将来キャッシュ・インフローを予測する上で目的適合的な情報を提供するために必要と考えられる要素（本コメントレター第 11 項参照）を満たすとともに、②費用対効果のバランスに配慮しつつ、財務諸表作成者が忠実な表現を行うことが可能で、かつ、③両審議会にとって受入可能といった要件を満たす代替的なモデルを模索してきた。具体的には、以下の減損モデルを提案する。

- (1) 金融資産を、報告日時点における債務者の信用状況をベースとして、2 つのカテゴリーに区分する。
- (2) キャッシュ・フローの回収が当初想定した通りに行われており、今後も行われることが見込まれる金融資産をカテゴリー1、それ以外の金融資産をカテゴリー2 に区分する。カテゴリー2 に区分される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収が当初想定通りに行われないものであり、通常、キャッシュ・フロー最大化のために担保資産の保全や契約条件の重要な改訂等を通じたより個別的なモニタリングや管理を行うことが期待されるものである。
- (3) カテゴリー1 における金融資産については、金融資産のポートフォリオをベースとして、今後 1 年間に予想される信用損失を認識する。
- (4) カテゴリー2 における金融資産については、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。予想信用損失は、金融資産の残存期間における回収可能額の現在価値と帳簿価額との差額によって算定される。

ASBJ の代替的アプローチに関する説明

(金融資産の 2 つのカテゴリーへの区分)

23. 負債性金融商品については、債務者の信用状況の悪化は漸次段階的なもので、複数のカテゴリーに明確に分類できるものでないとの見解もある。しかし、企業において、通常、金融資産に係る契約キャッシュ・フローの回収が想定通りに行われることが見込まれなくなった場合、当該資産については他の資産とは区分された管理が行われている。こうした金融資産については、債務者の債務不履行確率（PD）だけでなく、債務不履行時の損失率（LGD）についてもより個別に意識した管理がされているといえる。言い換えれば、金融

資産の信用リスク管理のあり方を、PDにより着目した管理とPDに加えてLGDをより意識した管理というように区分して表現することは可能かもしれない。

24. 減損モデルを開発するにあたって、こうした管理方法の違いに着目して金融資産を区分したモデルを構築することは、本コメントレター第11項(1)に示したような合理的に見積りが可能で必要な予想信用損失を適時に認識することを確保しつつ、利息収益と信用コストとの間で適度な対応関係を図るという目的を達成する上で有効であると考えられる。このような観点から、我々は、金融資産を2つのカテゴリーに区分することを提案している。
25. なお、企業における管理のレベルをベースに2つに区分するアプローチは、両審議会による補足文書で提案されていたグッド・ブックとバッド・ブックに区分するアプローチと概ね整合的であり、当該アプローチに対して、企業のリスク管理が稚拙な場合に予想信用損失が少なくなり得るといった裁量性があり得る旨が指摘されていた。こうした懸念に対応するため、結果的に、補足文書のアプローチとASBJの代替的アプローチとで結論は同様になる場合が多いと考えられるものの、ASBJの代替的アプローチは、単純に企業の信用リスク管理のあり方だけに依拠していない。我々の提案では、企業の信用リスク管理の実務に加え、契約キャッシュ・フローの回収履歴や見込みにも言及している。
26. また、我々は、両審議会が、通常どのような場合により個別的な管理が期待されるかに関する適用ガイダンスを開発することも併せて提案する。例えば、重要な条件変更が行われている金融資産については、通常、個別的な管理が行われているため、ガイダンスにおいて、カテゴリー2に区分すべき旨を記載することが考えられる。また、ガイダンスの開発にあたっては、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」における減損に関する客観的な証拠がある旨に該当するような金融資産については、カテゴリー2に区分される旨を記載すべきと考えられる。これによると、購入又は組成した信用減損資産は、カテゴリー2に区分されることになる。
27. さらに、本公開草案のB20項において示されている次の例示を用いつつ、適用ガイダンスにおいて、カテゴリー1とカテゴリー2のいずれに区分すべきかに関する指標の例示をすることが考えられる。
 - (1) 外部格付機関による信用格付けや債務者の信用スプレッドが一定水準以下になっているかどうか
 - (2) 内部における信用格付けが一定水準以下になっているかどうか
 - (3) 事業環境や規制の変化等に伴い、債務者の財政状態及び経営成績の予想又は実績が不振であるかどうか
 - (4) 貸出契約において定められていた財務制限条項に抵触しているかどうか

(カテゴリー1の金融資産に対する予想信用損失の算定)

28. カテゴリー1に区分された金融資産については、その貸倒リスクについてポートフォリオ総体で管理されていることが通常と考えられる。このため、こうした金融資産については、ポートフォリオ総額をベースに予想信用損失を算定する方法が、企業における信用リスクのモニタリングや管理の方法とより親和性が高いと考えられる。また、これらの金融資産について今後1年間において見込まれる信用損失を予想信用損失の測定目的にすることは、次に記載する理由から適当と考えられる。
29. 本コメントレター第11項(1)に記載のとおり、我々は、合理的に見積りが可能な範囲で必要と考えられる予想損失を適時に認識することを確保しつつ、利息収益と信用コストの対応関係を適度に図ることが重要と考えている。このうち、前者の目的は、会計上の見積りにおける不確実性に対応する観点である一方、後者の目的は、収益と費用の対応関係を図ろうとする観点によるものであり、双方をともに満たすことは容易ではない。
30. しかし、財務諸表の会計期間は通常1年であるため、今後1年間に見込まれる信用損失を予想信用損失の測定目的とすることによって、利息収益の計上期間と予想信用損失の見積り対象期間とが1年で一致する。また、会計上の見積りに関する要求事項において、見積りの不確実性に対応する観点から、報告日以降1年間を見積り対象期間としている例はIFRSにおいても少なくない。例えば、企業が継続企業的前提を満たすかどうかを評価する際、通常、報告日後の12ヶ月間にわたって継続企業として存続することが可能かどうかを評価するとされている。このため、予想信用損失に関して合理的な見積りが可能と考える期間を1年とすることは、一定の合理性があるものと考えられる。さらに、我が国において過去10年程度に得られた実績データを踏まえると、我々の提案は、上記双方の目的を概ね達成するものと考えられる。
31. 貸倒引当金の算定にあたっては、対象とする金融資産の性質によって例外はあり得るが、過去における実績データをベースに算定された貸倒引当率をポートフォリオ残高に乗じる方法によって算定することが通常想定される。これは、過去の実績データは、検証可能性が高く、忠実な表現に結び付く可能性が高いためである。しかし、過去の実績は必ずしも将来の傾向を反映するものではないため、報告日時点への更新をするとともに、合理的で裏付けのある将来見込みを加味することが必要と考えられる。
32. また、貸倒引当率の算定にあたっては、過去数期間における貸倒損失額の実績データを平均するとともに、必要に応じて直近の状況に更新した上で、1年分の信用損失額が算定されるよう、貸倒引当率を算定することが考えられる。ただし、金融資産の信用損失の発生パターンが契約期間にわたって均等でない等の場合、こうした要素も勘案することは必要と考えられる。
33. また、カテゴリー1に区分される金融資産は、すべてを合算したポートフォリオをベース

にする必要はなく、金融資産の性質やリスクの態様等に応じて、細分化を行うことが適当と考えられる。細分化にあたっては、金融機関における内部信用格付をベースにすることも考えられる。仮に、貸倒実績率（必要に応じて調整されたもの）をベースとして引当率を算定する場合、細分化された区分に応じて、引当率は異なり得る。

34. なお、カテゴリ1に区分される金融資産については、予想信用損失について現在価値への割引は不要とすることも考えられる。これは、割引の影響に重要性がないことが多い他、こうした場合、金融資産のポートフォリオ残高と引当率をベースにして貸倒引当金を算定することとされることが通常であるため、割引の測定が正確に行われない可能性があるためである。

(カテゴリ2の金融資産に対する予想信用損失の算定)

35. カテゴリ2の金融資産については、その定義上、通常、個別的な管理を行っているものと考えられる。このため、金融資産から得られる通期の予想キャッシュ・フローについて合理的な見積りを行うために必要な情報を企業が有していることが想定される。
36. このような観点から、個別の金融資産の残存期間（契約残存期間に、予想される期限前償還等を加味する。）にわたる予想キャッシュ・フローを見積るとともに、予想損失を実効金利によって割引計算を行うことが適切と考えられる。なお、利息収益は、その後の期間において割引の巻き戻しが起きるため、時間の経過に応じて認識されることになり、未収利息の不計上の取扱いとはされない。
37. なお、カテゴリ1とカテゴリ2に区分される金融資産については、信用損失について予想する期間が大きく異なることから、貸倒引当金繰入額について別個の表示を設けることがあり得るかもしれない。

(非金融機関への適用)

38. 本コメントレター第5項に記載のとおり、信用損失に関する減損モデルのあり方は金融機関への影響が特に大きい。このため、我々が代替案を検討するにあたって、まずは金融機関に焦点を当てる形での検討を行った。他方、信用損失は金融機関以外の企業においても、通常、発生するものであり、非金融機関において適用可能である旨を確保する必要がある。
39. この点、非金融機関では、信用リスク管理の精度については金融機関と比較して大きく異なり得るものの、目的や一般的な手法については整合的といえる。すなわち、想定通りにキャッシュ・フローの回収が見込まれない場合、金融機関と非金融機関とで信用リスク管理実務のレベルは異なるものの、両者はともに信用コストの発生を極小化するための取組みを行う。このため、すべての企業において、金融資産は最低限2つに区分し得ると考えることはできると考えられる。このため、我々は、ASBJの代替的アプローチは、非金融

機関においても一般的に適用可能であると考えている。

40. ただし、営業債権を大量に有する事業会社等においては、カテゴリ2の金融資産についても、信用リスク管理に費やす費用とそれに対して得られる便益とを勘案し、詳細な信用リスク管理を行っておらず、結果として、予想キャッシュ・フローについて個別に合理的な見積りを行うために必要な情報が存在しない可能性もあり得る。こうした場合、引当金マトリックスを含む実務的な簡便法も認められるべきと考えられる。

代替的アプローチの便益

41. 本コメントレター第11項から第14項に記載したとおり、ASBJの代替的アプローチは、費用対効果を勘案しつつも、包括利益計算書における利息収益と信用コストの対応関係の適切な描写、見積りの不確実性への対応、財政状態計算書における信用コストへの引当金の反映といった予想信用損失アプローチの構築にあたって重要と考えられる課題に一定程度対応しようとするものである。我々は、ASBJの代替的アプローチには、上記以外にも、次のような便益があると考えている。

(金融危機において示された懸念への対応)

42. ASBJの代替的アプローチは、カテゴリ1における金融資産についても明示的に貸倒引当金の認識を行うことを要求するものである。このため、減損に関する客観的な証拠がないものについても予想される信用損失の認識を必要とするものであり、金融危機で指摘された減損損失の認識の遅れに関する懸念に対応するものである。
43. また、本公開草案と同様に、我々の提案は、企業が入手可能な最善の情報（これには、過去の事業、現在の状況、報告日における将来の事象や経済状況に関する合理的で裏付け可能な予測を含む。）に基づいて信用損失を見積ることを要求するものである。当該定めも、グローバルな金融危機で指摘された懸念への対応に資するものと考えられる。

(企業の信用リスク管理との整合性)

44. ASBJの代替的アプローチは、通常、企業（金融機関を含む。）が信用リスク管理を行っていると思われる方法をベースにしている。このため、原則として、信用リスク管理で利用されている情報をそのまま用いることが可能と考えられるため、情報システムを大幅に変更することなく、予想信用損失の算定にあたって忠実な表現を達成することができると考えられる。また、金融機関においては、こうした信用リスク管理情報について銀行監督当局が通常検査・監督を通じてモニタリングを行っているものであるため、情報の信頼性が高いと考えられる。
45. また、金融機関における信用リスク管理は銀行監督規制の要求を満たすように整備されていると考えられるため、我々が提案するアプローチによると、結果として、銀行監督規制に基づく財務情報と会計基準に基づく財務情報とが著しく不整合になるリスクを回避することが可能になると考えられる。ASBJスタッフが関係者へのアウトリーチを実施した

際、財務諸表利用者から、会計基準に基づく財務諸表と監督規制に基づく財務諸表で計上される引当金の程度が異なる場合、混乱を来すとの指摘がされていた。会計基準に準拠して作成される一般目的の財務報告のあり方は、金融監督当局のニーズを満たすために決定されるべきではない⁴ものの、両審議会による決定やその理由を適時に伝達することは、主要な関係者の間で共通の理解を図ることに資するものと考えられる。

46. さらに、ASBJの代替的アプローチは、IASBが本公開草案で提案しているアプローチと異なり、当初認識時からの信用リスクの悪化の程度を評価することを要求していない。このため、IASBが提案しているアプローチについて、信用リスクの推移を追跡することが極めて困難であるという批判に対応したものとなっている。また、ASBJの代替的アプローチは、同一の債務者に対する債権でも、ある債権については12ヶ月分の予想信用損失を、他の債権については全期間を通じた予想信用損失を認識することが債務者のキャッシュ・フローの源泉は同じであるため直感に合わないという批判にも対応したのになっている。
47. なお、本コメントレター第38項から第40項に記載したとおり、我々の提案するアプローチは、非金融機関にも概ね適用可能なものと考えている。

(絶対的アプローチに対する批判への対応)

48. 報告日における債務者の信用水準をベースに区分を行う絶対的アプローチについては、例えば、サブプライムローンの与信を専門的に行っている貸手においては、貸出実行時点において残存期間にわたる予想信用損失が認識されてしまうため、結果として、財務諸表において予想信用損失が過剰に計上されてしまうのではないかという批判がある。
49. この点、ASBJの代替的アプローチによると、カテゴリ1とカテゴリ2の区分は、契約キャッシュ・フローの回収が想定通りに行われており、今後も行われることが見込まれるかどうかによって異なる（言い換えれば、カテゴリの区分は、資産についてどのようなモニタリングや管理が行われているかによってなされる。）。
50. サブプライムローンのような場合でも、金融資産の信用リスクが悪化して契約キャッシュ・フローが想定通り回収されないことが明らかになるまでは、貸手は通常ポートフォリオレベルで信用リスクのモニタリングや管理を行っているものと考えられる。このため、ASBJの代替的アプローチによると、サブプライムローンの貸手においても、当初認識時点において、多くの貸出金がカテゴリ1に区分されることになる。以上より、ASBJの代替的アプローチは、絶対的アプローチに対する批判にある程度応えることが出来るものと考えている。

(初日の損失認識に対する懸念への対応)

⁴ 財務報告の概念フレームワーク第1章「一般目的財務報告の目的」OB9項を参照。

51. 企業が第三者間取引の条件で金融資産を実行又は購入していることを踏まえると、個々の金融資産の取引価格はその公正価値と一致しているはずであり、経済的実態を適切に描写するためには、当初認識時点に信用損失は認識されるべきではないと考えられる⁵。我々の提案するアプローチでも、そうした問題を完全に解決していないかもしれない。しかし、ASBJ の代替的アプローチは、カテゴリ-1 について、原則として、ポートフォリオをベースとして予想信用損失を算定することとしており、この問題を大幅に緩和することとなる。通常、ポートフォリオに含まれる金融資産は、契約時点や満期等が異なるため、少なくとも、初日の損失が認識されるかどうかについて明示的な説明が不要になると考えられる。

範囲

質問 3

- (a) 本公開草案の範囲の提案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。
- (b) 分類測定 ED に従って強制的に FVOCI で測定される金融資産については、予想信用損失の会計処理は本公開草案のとおりとすべきであることに同意するか。同意又は不同意の理由は何か。

52. 我々は、金融資産について償却原価で測定されるか FV-OCI で測定されるかに関わらず、予想信用損失に関する会計は同一であるべきと考えており、本公開草案における金融資産の範囲は概ね妥当と考えている。
53. しかし、FASB の会計基準更新書案「金融商品—信用損失（サブトピック 825-15）⁶」で提案されているものと類似する実務上の便法が提供されるべきかについて考えている。
54. 我々は、FASB から提案されている実務上の便法は、債務者に対するアクセスが制限されている債券保有者に対して実務的便宜を図るためのものと認識している。こうした債券保有者は、債務者の信用状況に係る客観的な情報について外部格付け等の情報を除いて入手することが困難であり、忠実な表現を行うことが困難なケースが多いと考えられる。このため、我々は、予想信用損失額が重大でない場合にまで、信用リスクに起因する公正価値の変動額を他のリスクに起因する公正価値の変動額から分離して会計処理を行うことは、必ずしも財務諸表利用者にとって有用な情報提供につながらない可能性があると考えている。
55. 上記理解が正しい場合、我々は、IASB に対して、FV-OCI で測定される金融資産について予想信用損失が重大でないと予想される場合に実務的便宜を認める旨を検討することを提案する。

⁵ IFRS 第 13 号「公正価値測定」第 58 項を参照。

⁶ FASB 会計基準更新書案「金融商品—信用損失（サブトピック 825-15）」第 825-15-25-2 項を参照。

どのような場合に企業が全期間の予想信用損失を認識しなければならないかの評価

質問 5

(a) 損失評価引当金（又は引当金）を当初認識以降の信用リスクの著しい増大に基づいて全期間の予想信用損失と同額で認識するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのような代替案が好ましいと考えるか。

(b) この提案は、どのような場合に全期間の予想信用損失を認識すべきなのかに関する十分なガイダンスを提供しているか。そうでないとすれば、どのような追加的なガイダンスを提案するか。

(c) どのような場合に全期間の予想信用損失を認識すべきなのかの評価で考慮すべきなのは、債務不履行の発生確率の変動のみであり、予想信用損失（又は債務不履行が生じた場合の信用損失（LGD））の変動ではないことに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。

(d) 提案している運用上の単純化に同意するか、また、それは忠実な表現と導入のコストとの間の適切なバランスに寄与するか。

(e) このモデルでは、全期間の予想信用損失の認識の要件に該当しなくなった場合には、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金（又は引当金）の再設定を認めなければならないという提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。

【質問(a) 当初認識時点からの信用リスクの著しい増大をベースにステージ1からステージ2に移転させる提案】

56. 本コメントレター第17項から第19項に記載の通り、我々は、当初認識時から信用リスクが著しく増大したか否かをベースに金融資産をステージ1からステージ2に移転することを要求するアプローチについて懸念を有している。

【質問(b) ガイダンスの十分性】

（信用リスクが低い場合における金融商品についての実務上の便法）

57. 本公開草案の第5項において、金融資産の信用リスクが報告日時点で低い場合、ステージ1からステージ2への移転は必要でないと記載されている。また、内部の信用リスク格付けが外部信用格付けによる「投資適格」と同等である場合、信用リスクが低いと考えられるとされている。我々は、これは、実務上の負担を軽減するために設けられた実務上の便法と理解している。

58. この点、例示として記載されてはいるものの、関係者からは、当該要求事項は投資適格かどうかで明確な区別をしようとするものであると理解されており、当該定めは実務上の負担を軽減しようとする当初の目的を達成しないのではないかという懸念が示されている。

仮に IASB が当該実務上の便法を設けることが引き続き必要と考える場合、IASB が当該要求事項を再検討することを提案する。

(オープン・ポートフォリオに対する本モデルの適用)

59. 個別的又は集合的に測定することの説明の一部として、本公開草案の B26 項において、金融資産（又はそのサブ・グループ）は、ポートフォリオから取り除かれ、他のポートフォリオに加えられるか、又は、金融商品（又はサブ・グループ）について予想信用損失が個別に見積られることが「あり得る」旨について記載されている。
60. この点に関する説明（本公開草案の B17 項から B19 項を含む。）はあるものの、当初認識時点からの信用リスクの重大な増加がポートフォリオベースで評価されるべきかについて定かではない。例えば、企業が当初 100 件から構成されるポートフォリオのうち 2 件から信用損失が発生する旨を見込んでいたが、報告日時点において 100 件のうち 5 件から信用損失が発生する旨を見込んでいる場合、当該金融資産についてポートフォリオから区別されるべきか、その時期、及び、その対象が明らかでない。
61. 我々は、極めて例外的な状況を除けば、仮にリスクの性質が類似しているにせよ、個別の金融資産によって信用リスクの悪化の程度や債務不履行が生じた場合の信用損失は異なるため、ポートフォリオ全体についてステージ 1 からステージ 2 に移転させるべきか否かを判断することは困難と考えている。このため、我々は、IASB が提案の方向で進めていく場合、オープン・ポートフォリオについて信用リスクの悪化をベースとするモデルの適用のあり方について明確化することを提案する。

【質問(c) 債務不履行確率】

62. 公開草案における提案に同意する。

【質問(d) 運用上の単純化に関する提案】

63. 公開草案の第 9 項では、契約期日から 30 日間超延滞となった場合、金融資産をステージ 1 からステージ 2 に移転させなければならないという合理的に反証可能な推定規定が設けられている。財務諸表作成者から、借手に信用の悪化がないにも関わらず 30 日超延滞になること（借手が単純に送金を失念していた場合）があるとして、当該要求事項に対して重大な懸念が示されている。当該要求事項は説得力のある情報があれば反証可能ではあるものの、大量の金融資産を保有する企業にとっては、当該推定規定を個別に反証していくのは非常に負荷が高いと考えられる。
64. IASB の意図が、（他の状況を不適切に捕捉することを避けつつ）金融資産に信用の悪化があり得る状況を捕捉しようとするものであるとすれば、我々は、IASB が日数を特定しようとするに、要求事項の目的を明らかにすることを提案する。同時に、どのような状況で当該要求事項が適用される状況の例示を提供することによって、関係者が当該要求事項の

趣旨を明確に理解することにつながるものと考えられる。

【質問(e) ステージ2からステージ1への移転に関する提案】

65. 公開草案における提案に同意する。

利息収益

質問6

(a) 総額での帳簿価額ではなく正味の帳簿価額（償却原価）に対して計算した金利収益の方が有用な情報を提供できる状況があることに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、どのようにするのが好ましいと考えるか。

(b) 当初認識後に減損の客観的証拠のある資産についての金利収益の計算方法を変更する提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、資産のどのような集団について金利収益の計算を変更すべきか。

(c) 金利収益のアプローチは対称的としなければならない（すなわち、当該計算は総額での帳簿価額に対する計算に復帰することができる）という提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチが好ましいと考えるか。

66. 本公開草案では、利息収益について様々なモデルが提案されている。当初認識時に信用減損している金融資産を除き、本公開草案では、金融資産の予想信用損失を測定するための時間価値についてリスク・フリー金利と実効金利の間のいかなる合理的な金利でもよいとされている。我々は、こうした要求事項は、オープン・ポートフォリオにおける金融資産の割引を実務上適用することについての関係者からの懸念を踏まえて設けられたものと理解している。

67. この点、我々は、金利収益を算定するための金利と予想信用損失（及び、償却原価）を算定するための割引率は同一であるべきと考えている。理論的には、時間の経過とともに割引の影響が巻き戻しされ、利息収益が認識されるべきと考えている。実効金利以外の金利を割引率として用いることは、信用リスクとは関係ない金利の変動による影響が認識されてしまうことになり、償却原価の考えと整合しないと考えられる。

68. また、関係者の一部からは、未収利息不計上の取扱いを選好する見解も聞かれる。この点、本公開草案において、実務上の便法（例えば、引当金マトリックスの使用）が認められており、全ての金融資産について明示的に割引がされていないことが理由の一つとして挙げられる。また、未収不計上の取扱いは、収益は対価の回収が確実となるまで認識しないという収益認識基準の考え方と整合的といえるかもしれない。

69. このような点を踏まえ、我々は、IASBが基準を最終化する前に、利息収益の取扱いについて再度検討することを提案する。

開示

質問 7

- (a) 提案している開示要求に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (b) 提案している開示要求を適用する際の具体的な運用上の課題を予想しているか。その場合には、説明されたい。
- (c)他にどのような開示が有用な情報を提供すると考えるか（提案している開示に加えてであれ、代えてであれ）、また、理由は何か。

70. 我々は、本公開草案の開示要求の提案に関して、概ね支持している。しかし、以下についてコメントさせていただく。

【帳簿価額総額と貸倒引当金に関する期首と期末の調整表の開示】

71. 本公開草案の第 35 項では、金融資産の総額での帳簿価額と関連する貸倒引当金について期首と期末残高に関する調整表を財務諸表注記として開示することが提案されている。この点について、財務諸表作成者から費用対効果の観点から懸念が示されている。
72. こうしたロールフォワード情報は、報告日時点における残高情報に加えて、当期における引当金繰入額、引当金取崩額、直接償却による目的使用額といった残高の変動理由も示すことになるため、財務諸表利用者が企業の信用リスクの変動についてより良く理解する上で有用な情報となり得ると考えられる。他方、年間に数回転するような営業債権に関する貸倒引当金についてロールフォワード情報を作成しようとする場合、期首・期末のいずれにも存在しない債権に関する貸倒引当金について追跡調査する必要があるため、実務的な負担が極めて大きくなる旨が指摘されている。
73. このため、我々は、IASB に対して本開示要求が費用対効果の観点から適切か、また、仮にロールフォワード情報が必要と判断される場合でも、簡便化する方法がないかについて検討することを提案する。

【信用格付け別の開示】

74. 本公開草案の第 44 項では、金融資産の総額での帳簿価額、及び貸出コミットメント並びに金融保証契約の引当金として認識されている金額について、「信用リスク格付け別（最低、3段階）」に開示することが提案されている。
75. こうした情報は、信用リスクが異なる借手の分布がどのような状況かに関心を有する財務諸表利用者にとって有用かもしれないが、当該開示要求の適用については困難があると考えられる。例えば、財務諸表作成者からは、こうした情報の開示は、顧客との事業関係に悪影響を与えることが懸念されるとの意見が示されている。

76. また、こうした情報はその性質上、極めて主観的であるとの見解が示されている。これは、金融機関以外の企業では信用リスク管理実務において必ずしも金融資産を3つ以上に区分していないためであり、こうした場合、区分は当該開示要求を満たすためだけのために行われることになるかもしれない。本コメントレター第 39 項に記載の通り、企業は、信用リスク管理実務において、金融資産を少なくとも2つ（良いものと悪いもの）には区分していることが考えられるが、3つ以上に区分するのに十分な情報を保持しているかについて明らかでない。仮に、IASB が当該開示要求を維持する場合、我々は、当該情報の比較可能性を向上させる観点から、IASB が信用リスク格付けをどのように評価すべきかに関するガイダンスを提供することを提案する。

【相互参照による注記の省略】

77. 本公開草案の第 31 項及び第 32 項において、本公開草案における開示要求は財務諸表に開示されるか、又は、財務諸表から相互参照によって他の文書（財務諸表と同じ条件で同時期に財務諸表利用者に提供される開示文書が該当する。）によって組込方式で開示されることが許容されている。こうした開示要求は、既に他の基準（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」）において既に存在するとともに、年次報告書における開示量を削減することにもつながり得ると考えられる。
78. しかし、こうした情報が財務諸表を含まない開示書類（例えば、リスク報告書）において開示される場合、財務諸表利用者が当該情報を参照することは困難であるかもしれない。このため、我々は、IASB に相互参照先を財務諸表が含まれる開示書類における情報に限定する旨を検討することを提案する。

条件変更がされたが、認識の中止がされていない資産に対する本モデルの適用

質問 8

契約上のキャッシュ・フローが条件変更された金融資産の取扱い案に同意するか、また、それは有用な情報を提供すると考えるか。同意しない場合、理由は何か、また、どのような代替案が好ましいと考えるか。

79. 契約キャッシュ・フローが条件変更された金融資産に関する提案について概ね同意するが提案の一部に反対する委員もいる。これは、金融資産の契約条件が変更された場合、当該資産の当初実効金利を条件変更後の条件に基づいて更新した上で、条件変更の影響を変更時点で認識するのではなく、その後の期間において認識すべきという見解によるものである。
80. また、金融資産の契約キャッシュ・フローが条件変更された場合、当該金融資産について認識の中止をいつどのように行うべきかについて明確でない。2012 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会会議において、金融負債の取扱いに関する IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測

定」の第40項の定めを金融資産に類推適用することが可能であり、(交換によるか条件変更によるかに関わらず) 契約条件について大幅な変更がされた場合、金融資産の認識の中止が行われるであろう旨が留意された。我々は、この点を変更することは大きな影響がある他、リソースが限られていることを踏まえ、IASB が関連する基準開発を行うことを選好していなかった旨を理解している。

81. しかし、当該取扱いの重要性を踏まえ、関係者から、基準レベルで要求事項が設けられるべきであるとの見解が示されている。このため、我々は、契約キャッシュ・フローに変更があった場合、いつ、どのように認識の中止を行うべきかについて、IASB が基準の最終化前に明確化を図ることを提案する。

ローン・コミットメント及び金融保証契約に対する本モデルの適用

質問9

(a) ローン・コミットメント及び金融保証契約への一般的モデルの適用に関する提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチが好ましいと考えるか。

(b) 金融保証契約又はローン・コミットメントに係る予想信用損失を、財政状態計算書上に引当金として表示するという提案から生じる可能性のある重大な運用上の課題を予想しているか。その場合には、説明されたい。

82. 我々は、本公開草案における提案は、信用エクスポージャーに関する減損の要求事項は、種類(例えば、貸出金か、貸出コミットメントか)に関わらず整合的であるべきとの見解を踏まえたものであると理解している。また、金融機関においては、貸出コミットメントと貸出金は、ともに信用リスク管理の対象にされていると理解している。

83. 一般的に、内部のリスク管理のあり方は、企業に対する正味キャッシュ・インフローの見込みに良い見解を与えると考えている。このため、企業の活動の経済的実態をより適切に表現するために、企業のリスク管理のあり方と会計のあり方を整合的にすることは望ましいことが多い旨について同意する。

84. しかし、貸出コミットメントは、貸出金が引き出される前に出金がされない点で、貸出金と大きく異なる。また、出金がされる時期及び金額について、通常、貸出コミットメントの提供者(通常、金融機関)が左右することはできないため、貸倒引当金が認識されるべき信用リスク・エクスポージャーは明確でない。

85. このような性質を踏まえると、我々は、本公開草案における適用によって、次のような点が生じるため、こうした点を解決する必要があると考えている。

(a) 貸出コミットメント契約は、いつどの程度の金額が引き出されるかについて通常明ら

かにされておらず、予想信用損失は、企業が左右できない将来事象によって影響を受ける。このため、貸出コミットメントの引出時期及び金額について予測する方法が明らかでない。

- (b) 上記の理由から、負債を認識することが IASB の概念フレームワークにおける負債の定義と整合的であるかについて疑問が生じるかもしれない。これには、負債の認識が必要となる過去の事象が存在しているかという点の他、貸出コミットメントの決済によって経済的便益を含む資源について企業からのアウトフローが予想されるか（あるいは、これは、将来のコミットメントと考えられるか）が含まれる⁷。

一般モデルに対する例外－営業債権及びリース債権への単純化したアプローチ

質問 10

- (a) 営業債権及びリース債権について提案している単純化したアプローチに同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。
- (b) 重大な財務要素がない営業債権の当初認識時に測定に対する変更案に同意するか。同意しない場合、理由は何か、また、代わりにどのような提案をするか。

86. 我々は、短期の営業債権については、提案されている単純化したアプローチによって実務が大きく変更されないと理解しており、公開草案における提案に概ね同意する。
87. 他方、財務諸表作成者から、リース債権に関する取扱いについて懸念が示されている。リース会社においては、信用リスク残高の総体は比較的大きく、契約期間は通常3から5年程度である。このため、単純化したアプローチ（これは、全期間の信用損失を認識するアプローチであり、本コメントレター第12項に記載した通り、経済的実態を忠実に表現することにならないと考えている。）を適用した場合の影響は大きい。
88. また、リース会社においては、個別契約における信用リスクの程度は銀行と比較すると大きくないため、リース会社は借手の信用リスクをモニターするために財務情報を銀行ほど頻繁に入手しておらず（例えば、財務情報を入手するのは、年に一回であるかもしれない）、信用リスク管理の仕組みもそれほど高度化されていない。このため、当初認識時点から報告日までの金融商品の信用リスクについて追跡することはほぼ不可能である。
89. なお、我々は、割賦債権やクレジット債権についても、同様の問題があることに留意している。このため、我々は、こうした観点を踏まえつつ、IASB が本提案について見直しを行うことを提案する。

⁷ 財務報告の概念フレームワーク 第3章「有用な財務情報の質的特性」第4.4項及び第4.15項から第4.19項を参照。

一般的なモデルに対する例外－当初認識時点で信用減損している金融資産－

質問 11

当初認識時に信用減損している金融資産についての提案に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのようなアプローチを好ましいと考えるか。

90. 本公開草案における提案を支持する。

発効日及び経過措置

質問 12

(a) 提案している要求事項を適用するにはどのような準備期間が必要となるか。この評価を行う際に用いた仮定を説明されたい。結果として、IFRS 第 9 号の強制発効日はどのようにするのが適切と考えるか。説明されたい。

(b) 提案している経過措置に同意するか。同意又は不同意の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、理由は何か。

(c) 移行時における比較情報の修正再表示の免除の提案に同意するか。同意しない場合、反対理由は何か。

【質問(a) 準備期間に関する提案】

91. 財務諸表作成者を中心とする関係者からは、提案されている要求事項（とりわけ、信用リスクの追跡を要求する相対的なアプローチ）を前提とすれば、基準最終化後、3年程度必要と考えられるとの見解が示されている。

【質問(b) 経過措置に関する提案】

92. 初度適用企業における取扱いについて、金融商品会計基準の他のフェーズを含めて、全体の見通しがある程度明確になってきた時点で検討することが予定されていると理解しているが、初度適用企業の経過措置を最終化する前に公開草案を公表することが必要である旨について念のため強調させていただきたい。

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 副委員長

金融商品専門委員会 専門委員長